

TTC DSL専門委員会スペクトル管理サブワーキンググループ

---

日付:2004年8月19日

提出元:パラダイン

題名:1.1MHz以下でのバンドプランについて (課題表C5.2)

---

第10回会合において池田リーダーよりADSLのバンドプラン(「ADSLバンドプラン」)が提出された。本寄書はこれに対する弊社の意見を表明するものである。

バンドプランというものがどのような性格をもつものであるかについては必ずしも明らかではない。またADSLバンドプランと記されているが、その対象も必ずしも明らかでない。弊社では、対象はADSLに限らずすべてのDSL方式であり、バンドプランに従った上り・下りの使い分け以外許容しないものとする、という意味と了解している。以下の意見はこのような意味でのバンドプランについての反論である。なお1.1MHz以上の帯域についてはVDSLのバンドプランに準拠することを弊社は合意している。

上り・下りの帯域を切り分けるFDM方式は干渉の低減のためには有効であることは確かであり、ADSLやVDSLはFDM方式を用いている。しかしDSLの各種方式には、HDSL、SHDSL、SSDSL(AnnexH)や弊社ReachDSLのようにECやTDMを用いる方式も多数存在する。バンドプランを規定し帯域の使い方を制限することはFDM方式以外は認めない、ということであり、様々なDSL方式を排除してしまうものである。バンドプランに従うならISDNすら排除されてしまうことになる。既存方式は保護されるとしても、今後FDM以外は認められない、ということになれば新技術の導入に大きな制約が課せられることになる。一方バンドプランを規定したとしてもPSDにもとづくスペクトル管理は必要であり、またスペクトル管理が行われるならばバンドプランの必要性は小さい。同様な懸念はすでにイーアクセス殿より表明されている。(SMS-11-25)

弊社は1.1MHz以下の帯域においてはバンドプランを規定することに反対する。

あえてバンドプランを規定するならば、1.1MHz以下の帯域は上り・下り双方が使用できるものとするべきである。

